

資料 4

報告事項

令和7年度以降の宇和島市地域公共交通活性化協議会について

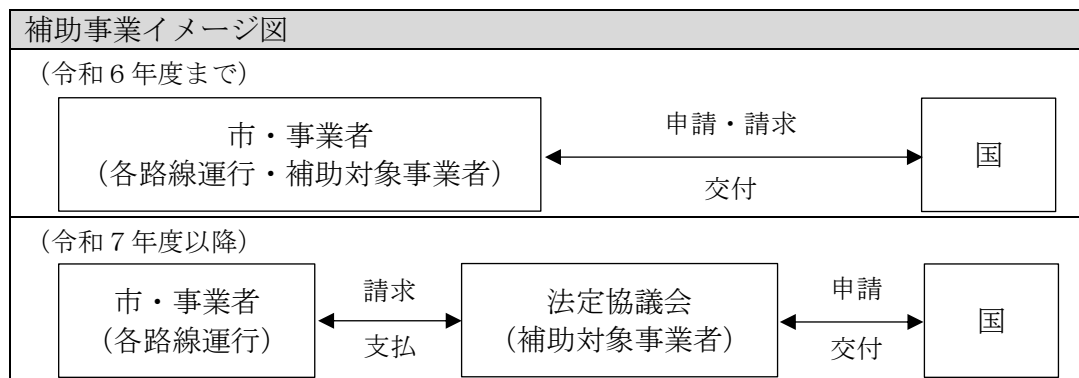
令和7年4月1日より、市附属機関として位置付けられている本協議会を廃止し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「活性化再生法」）に基づく、法定協議会を新設する予定としています。

【概要】

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象となる市内フィーダー路線について、これまで各運行事業者（宇和島市、宇和島自動車株式会社）が補助対象事業者として運行しておりました。「活性化再生法」及び「上記補助の要綱」の改正に伴い、活性化再生法に基づく法定協議会が補助対象事業者となりますが、市附属機関に位置付けられている本協議会には予算等の執行権がありません。このため、市附属機関としての本協議会は廃止し、新たに本協議会の規約・規程を策定し、活性化再生法に基づく法定協議会として新設する予定です。

法定協議会への移行後の協議内容や構成委員に変更はありませんが、国庫補助が本協議会の口座に交付されるようになるため、本協議会の新規口座を開設します。開設に伴い、協議会で予算を取り扱うようになることから、令和7年度より、委員の中から監事2名を配置し、会計事務に関する監査を実施していただくこととなります。

令和7年3月に開催される宇和島市議会定例会において、本協議会を市附属機関から廃止する条例改正の議案を上程し、議案可決後、令和6年度第3回協議会（令和7年3月書面開催）を開催し、新設する規約・規程について、ご審議いただく予定としております。



【対象路線】

宇和島市： コミュニティバス（別当・吉田・三間地区）
宇和島自動車： 路線バス（きさいや広場～本九島 線）